

在宅緩和ケアについて

当院は「在宅緩和ケア充実病院」に認可されています

「在宅緩和ケア充実病院」とは

- ① 機能強化型の在支診・病の届出を行っていること。
- ② 過去1年間の緊急往診の実績が15件以上、かつ、看取りの実績が20件以上であること。
- ③ 緩和ケア病棟又は在宅での1年間の看取り実績が10件以上の医療機関において、3か月以上の勤務歴がある常勤の医師がいること。
- ④ 末期の悪性腫瘍等の患者であって、鎮痛剤の経口投与では疼痛が改善しないものに対し、患者が自ら注射によりオピオイド系鎮痛薬の注入を行う鎮痛療法を実施した実績を、過去1年間に2件以上有していること、又は過去に5件以上実施した経験のある常勤の医師が配置されており、適切な方法によってオピオイド系鎮痛薬を投与した実績を過去1年間に10件以上有していること。
- ⑤ 「がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した研修」又は「緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会等」を修了している常勤の医師がいること。
- ⑥ 院内等において、過去1年間の看取り実績及び十分な緩和ケアが受けられる旨の掲示をするなど、患者に対して必要な情報提供がなされていること。

当院の過去一年間の看取りの実績 **25** 件 (R6.4.1～R7.3.31)

『在宅緩和ケアで提供されるケアと治療について』

- ① 痛みやその他苦痛となる症状を適切かつ迅速に緩和します。
- ② 患者・家族に対する心理・社会的問題、スピリチュアルな問題での相談支援がなされます。
- ③ 患者と家族の希望に応じて、病状や病期の説明を行い、在宅において安心して生活することができるよう支援します。
- ④ ケアや治療の方針決定に関しては、患者・家族と医療者が正確な情報を共有し、話し合いを重ねつつ、本人の意思決定を支援します。
- ⑤ 最期まで在宅で過ごしたいと希望する患者に対しては、穏やかな最期を迎えられる様に症状緩和を計りつつ、家族に対しては適切なタイミングで看取りに関する情報提供を行います。
- ⑥ 患者と家族とのコミュニケーションが最期まで維持されるように支援します。
- ⑦ 死別前から死別後まで家族のケアを行います。

揭示期間	令和 7 年 9 月 1 日から	
	無期限	
承認印	院 長	事務部長
	西川	栗林